

資源管理・漁業所得補償対策

I 資源管理・漁業所得補償対策の概要	1
《参考》平成24年度予算概算決定PR版	2
II 資源管理・収入安定対策のポイント	
1 対象者	3
2 資源管理の要件	4
3 メリット	5
漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格の変動に備えた経営安定対策	6

平成 2 4 年 3 月

水産庁

I. 資源管理・漁業所得補償対策の概要

【平成24年度概算決定額 43,805百万円】

ポイント

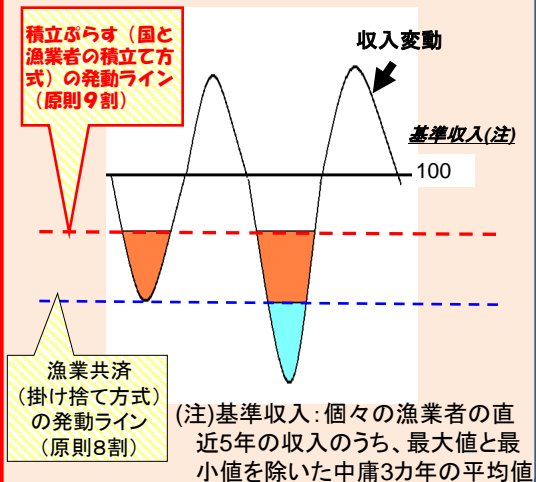
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。
- コスト対策は、燃油価格・配合飼料価格の高騰が長期にわたった場合の支援が従来よりも充実するよう、補填基準を変更。

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

資源管理・収入安定対策を実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する補助を実施
 - ※ 補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当
- ✓ 24年度から、漁業共済の対象となる養殖業の種類(うに、ほや等)を拡大



資源管理・収入安定対策

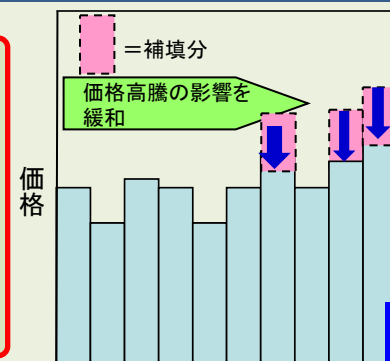
コスト対策

資金の積立

- 漁業者と国が資金を積立

価格高騰の場合に補填

- ✓ 原油価格・配合飼料原料価格等が一定の基準を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 価格高騰が長期にわたる場合にも対応できるよう、24年度から以下のとおり補填基準を見直し
 - ・ 補填基準の「2年間平均値×115%」を24年度第1四半期に「7中5平均値×115%」に引き下げ
 - ・ 更に「7中5平均値×115%」を24年度第4四半期に「7中5平均値×100%」まで段階的に引き下げ



資源管理・漁業所得補償対策

【43,805(51,818)百万円】

対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティーネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償を実現します。

<背景/課題>

- 食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、資源管理・漁業所得補償対策により、適切な資源管理と燃油高騰等に対応した漁業経営の安定を確保するとされたところです。
- 漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をとともに実現していくことが必要です。
- 近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策を整備することが必要です。

政策目標

資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合 70% (平成24年度)

<主な内容>

1. 資源管理に取り組む漁業者に対する補助

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填をします。

漁業収入安定対策事業 31,496(39,968)百万円
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

2. 資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

都道府県が策定した資源管理指針の見直しの検討や、資源管理計画に定められた資源管理措置の履行確認等を行う都道府県資源管理協議会の運営に必要な経費を支援します。

資源管理体制推進事業 520(578)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県資源管理協議会

3. 資源管理計画等の推進に対する支援

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理指針等推進事業 67(86)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

4. 漁業共済の加入漁業者に対する助成

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入(漁業共済保険勘定繰入分)
9,849(10,370)百万円
補助率：定額
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

5. 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します。

漁業経営セーフティーネット構築事業 1,872(817)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|------------|-------------------|
| 1、4の事業 | 水産庁漁業保険管理官 | (03-6744-2355(直)) |
| 2、3の事業 | 水産庁管理課 | (03-3502-8437(直)) |
| 5の事業 | 水産庁企画課 | (03-6744-2341(直)) |

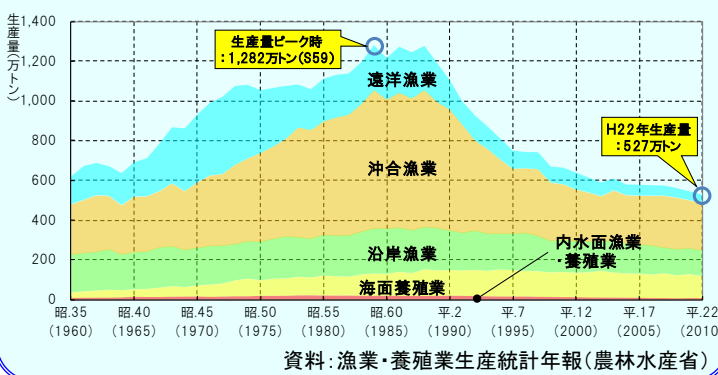
Ⅱ. 資源管理・収入安定対策のポイント ≪Ⅱ-1. 対象者≫

共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋・養殖)を対象とします。

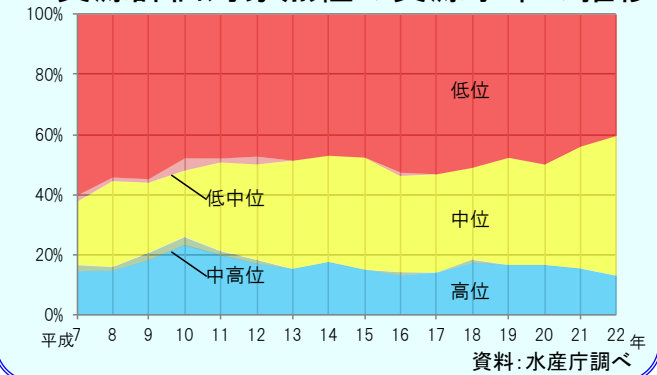
≪資源管理・漁場改善を推進するためには、幅広い漁業者の参加が必要≫

- 我が国の漁業生産量は減少傾向にあるとともに、水産資源は依然として低位水準にあり、持続的な漁業・養殖業生産のため、適切な資源管理・漁場改善の推進は重要な課題です。あわせて、資源管理・漁場改善が着実な成果を上げるためには、幅広い漁業者の参加が必要です。
- 漁業は、毎年の収入の変動が大きく、資源管理・漁場改善を着実に推進するためには、漁業経営の安定が欠かせません。
- このため、共済の対象となっている漁業種類を広く対象とした資源管理・収入安定対策を実施することにより、安心して資源管理・漁場改善に取り組める環境を整備していきます。

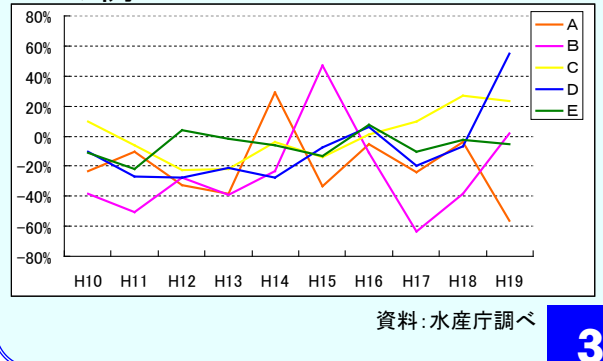
○ 我が国の漁業生産量はピーク時に比べて半減。
(S59:1,282万t→H22:527万t)
■我が国の漁業・養殖業生産量の推移



○ 我が国周辺の水産資源は依然として低位水準。(資源評価対象魚種の約4割が低位)
■資源評価対象魚種の資源水準の推移



○ 漁業収入は毎年の変動が極めて大きい特徴
■底びき網漁業を営む漁業経営体の例

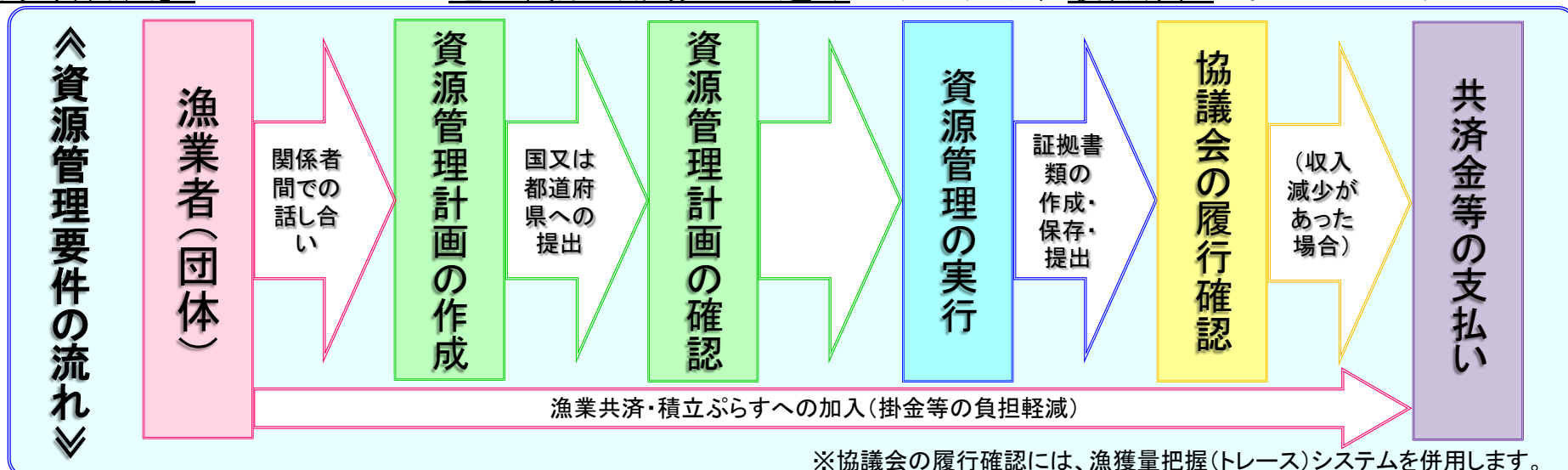


《Ⅱ-2. 資源管理・漁場改善の要件》

- 資源管理計画の作成と自主的な資源管理措置の実行(養殖では、漁場改善計画の作成と適正養殖可能数量の遵守)が資源管理・収入安定対策への加入要件です。
- 確実な資源管理・漁場改善の実行のため、協議会が履行確認を行います。

《資源管理計画・漁場改善計画の作成と実行、履行確認用の証拠書類の提出が必要》

- 資源管理・収入安定対策に加入するためには、漁業の種類に応じて国又は都道府県が提示する「資源管理指針」に沿って、「資源管理計画」を作成し、国又は都道府県の確認を受ける必要があります。
- 「資源管理計画」には、法令に基づき遵守が求められている従来の公的規制とあわせて、自発的な休漁、漁獲量規制、漁具制限等の「自主的資源管理措置」にどう取り組んでいくかなどについて記載します。
- この自主的資源管理措置が確実に実施されたかを確認するため、国・都道府県、漁業団体、共済団体、有識者等で構成する協議会が、操業日誌、写真、仕切伝票などの証拠書類に基づき履行確認を行います。
- 養殖については、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合等が作成する「漁場改善計画」において定める適正養殖可能数量の遵守に取り組み、履行確認を受ける必要があります。



《Ⅱ-3. メリット》

- 基準収入(*1)から一定以上の減収が生じた場合、漁業共済で原則8割まで、積立ぶらすで原則9割まで(*2)補填します(*3)。
- 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理・漁場改善の取組に対する補助を実施します(補助額は、漁業共済掛金の30%(平均)、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分に相当します)。
- 平成22年度までの積立ぶらすの加入要件(経営改善要件、所得要件、主業・年齢要件)は撤廃します。

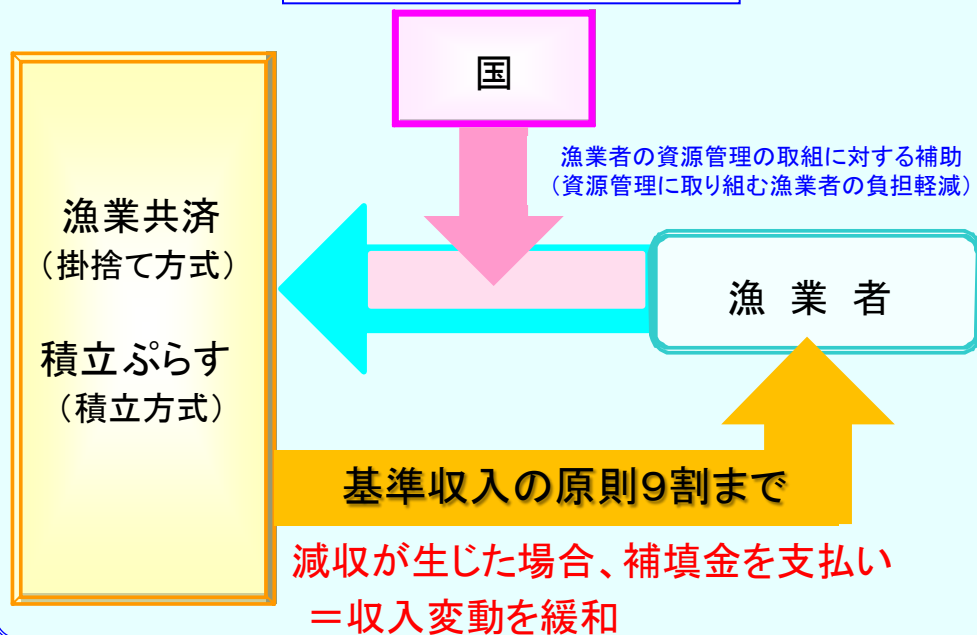
*1 : 個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

*2 : 長期間の休漁等、相当の減収を伴う強度の資源管理を行う場合はさらに支援

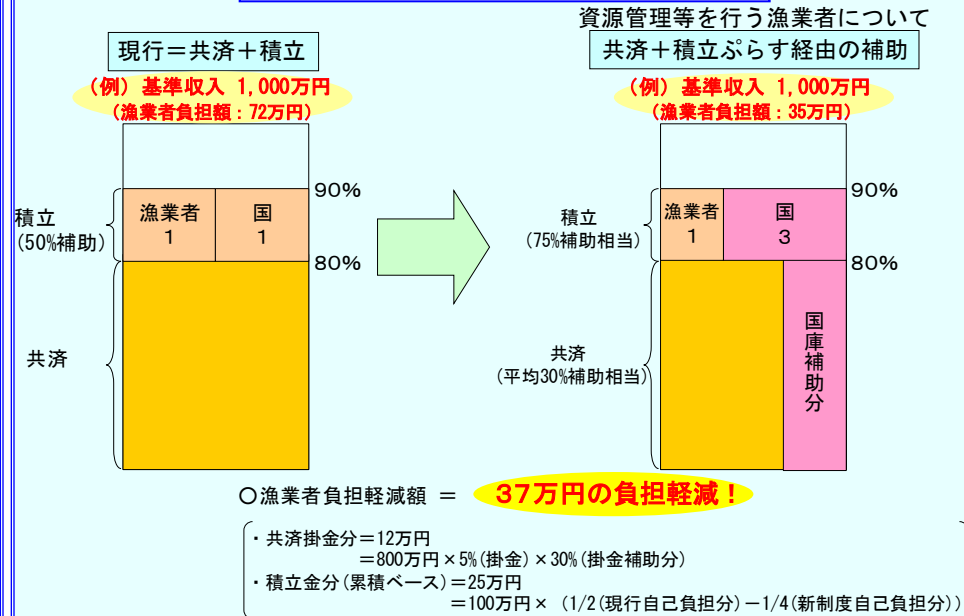
*3 : 養殖共済の場合、養殖水産動植物の死亡、逃亡などによる損害は養殖共済で補填し、出荷金額が基準出荷金額の9割を下回った場合に、積立ぶらすで補填

《自主的資源管理措置に取り組む漁業者の負担を軽減》

メリットのイメージ

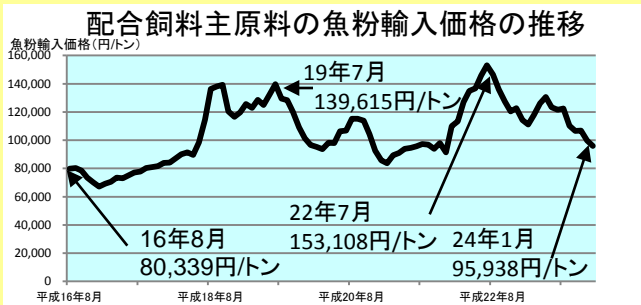
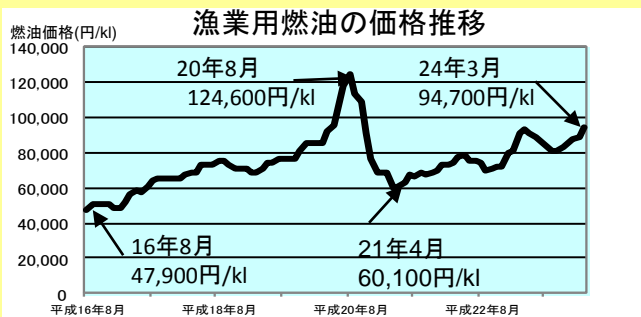


具体的なメリットの例



漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付し、経営の安定を図ります。24年度から、価格の高騰が長期にわたった場合についても支援が従来より充実するよう補填の基準が変更されます。

いま



燃油や配合飼料がまた値上がりしたらどうしよう。不安だな。

こうします

○ 燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、**漁業者と国又は養殖業者と国が資金を積立てます。**

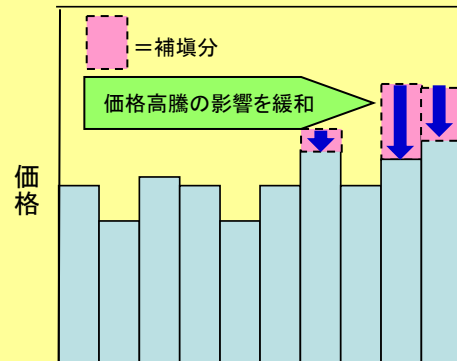
・ 燃油については原油価格、配合飼料については輸入原料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

【 補填基準 】

- ・23年度 2年間平均値 × 115%
- ・24年度第1四半期 7中5平均値 × 115%
- (四半期ごとに115%から5%ずつ引き下げ)
- ・24年度第4四半期 7中5平均値 × 100%
- * 7中5平均値(直前7年間の価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値)
- * 配合飼料については、輸入原料価格と製品価格の上昇幅の比較により、補填の有無が決まります。

○ 補填金の内訳は、漁業者・養殖業者の積立て分と国の積立て分の割合が1対1となります。

こうなります



燃油や配合飼料価格の高騰が長期間続いても安心だね！



積立てしておいて本当によかったね！